



議案第七十号

障害に関する用語の整理に関する条例の設定について

次のとおり条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年九月十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾七年九月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

障害に関する用語の整理に関する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第一条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年十二月二十八日三朝町条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第八条の二第一項中「廃疾」を「障害」に改める。

第九条及び第十条第二項中「身体障害」を「障害」に改める。

第十二条第一項第四号中「身体障害」を「障害」に、「廃疾」を「障害」に改め、同条

第三項第一号中「廃疾」を「障害」に改める。

第十三条第一項第五号及び第六号中「廃疾」を「障害」に改める。

附則第二条中「廃疾」を「障害の状態」に改める。

附則第四条第二号中「廃疾」を「障害」に改める。

附則第五条第一項中「廃疾、身体障害」を「障害」に改める。

別表第一の備考中「廃疾」を「障害」に改める。

別表第二の備考中「身体障害」を「障害」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

例(昭和五十二年三朝町条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項第一号中「身体障害者」を「障害」に、同項第三号中「廃疾」を「障害」に改める。

(三朝町特別医療費助成条例の一部改正)

第三条 三朝町特別医療費助成条例(昭和四十八年十月一日三朝町条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三号中「廃疾」を「障害」に改める。

(三朝町災害遺児手当支給条例の一部改正)

第四条 三朝町災害遺児手当支給条例(昭和四十七年三月二十二日三朝町条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「廃疾」を「障害」に改める。

(三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第五条 三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十五年二月十二日三朝町条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第五号を次のように改める。

五 重度心身障害者

（三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第六条 三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例（昭和四十五年二月十二日三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「廃疾」を「障害の状態」に改める。

（三朝町消防賞じゆつ金条例の一部改正）

第七条 三朝町消防賞じゆつ金条例（昭和四十五年二月十二日三朝町条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「廃疾」を「障害の状態」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十七年十月一日から施行する。